

介護保険料低所得者軽減についてのお知らせ

10月からの消費税増税に伴い、介護保険第1号被保険者で、所得段階が第1・2・3段階の方には公費の投入により介護保険料が軽減されます。7月中旬に介護保険料決定通知書を発送しますので、ご確認ください。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.375 (基準額×0.45)	軽減後 27,900円 (軽減前 33,400円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.625 (基準額×0.75)	軽減後 46,500円 (軽減前 55,800円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.725 (基準額×0.75)	軽減後 54,000円 (軽減前 55,800円)
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	66,900円
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	74,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上	基準額×1.7	126,400円

■ 問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

有害ごみの出し方

【充電式電池が取り外せない電子機器の出し方について】

充電式電池が取り外せない電子機器が普及しておりますが、充電式電池は、圧力をかけたり衝撃を加えたりすることで出火する等の報告があります。特に、充電式電池の燃やせないごみやプラスチック製容器包装への混入による事故が全国各地で急増しています。

充電式電池が取り外せない電子機器を捨てる場合は、「有害ごみ専用コンテナ」へ出してください。

発煙・発火に起因するもの



スマートフォン モバイルバッテリー 電子タバコ
(充電式電池が取り外せない電子機器など)

乾電池、ボタン電池、充電式電池 ライター

水銀を含み周辺環境に影響するもの



水銀体温計、水銀血圧計 電球・蛍光灯

古い朱肉、マーキュロクロム液(赤チン) 容器



有害ごみ専用コンテナへ
出してください

■ 問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003 南越清掃組合第2清掃センター TEL 28-1370